

犯則調査手続の見直し（資料編）

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

関税法上の犯則調査手続の見直し

背景

経済活動のICT化等の進展に伴い、脱税事件を取り巻く環境も急速に変化し、証拠収集が困難になっているところ、国税犯則取締法の犯則調査手続の見直しが検討されている。

税関においても、経済活動のICT化等に対応していく必要があり、また、輸入内国消費税については国税犯則取締法を適用していることから、関税法上の犯則調査手続についても合わせて見直す必要がある。

見直しの内容

(1) 電磁的記録に関する証拠収集手続

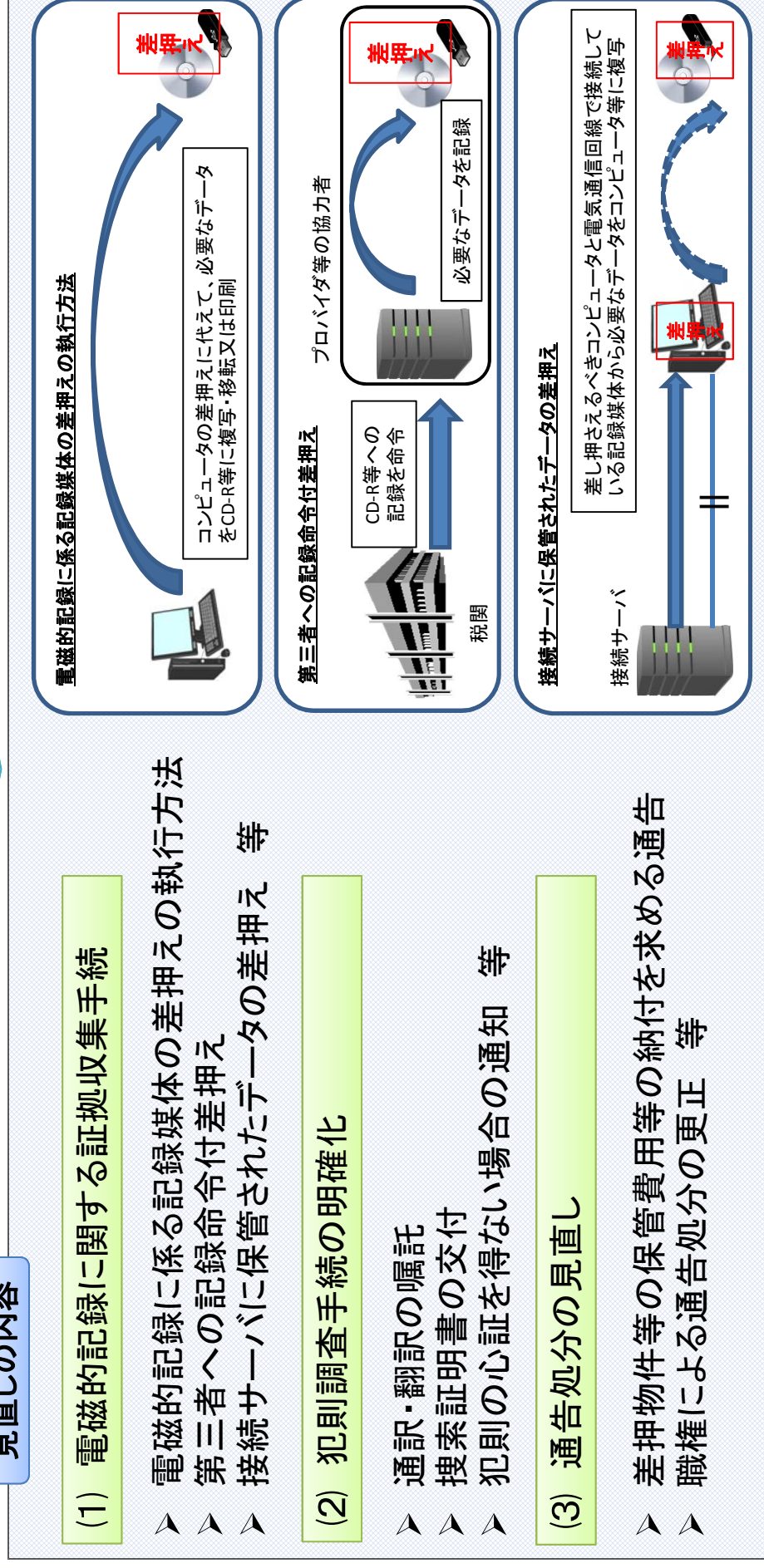
- 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 第三者への記録命令付差押え
- 接続サーバに保管されたデータの差押え 等

(2) 犯則調査手続の明確化

- 通訳・翻訳の嘱託
- 搜索証明書の交付
- 犯則の心証を得ない場合の通知 等

(3) 通告処分の見直し

- 差押物件等の保管費用等の納付を求めらるる通告
- 職権による通告処分の更正 等



犯則調査・処分の状況

● 関税関係法違反事件の犯則態様別処分件数(平成27年)

【告発】 (件)

犯則態様	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	256	211	218	244	343	141%	94%
関税脱税事犯	3	3	3	5	3	60%	1%
無許可輸出入事犯	2	12	9	7	12	171%	3%
虚偽申告輸出入事犯	11	11	4	9	8	89%	2%
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	272	237	234	265	366	138%	100%

【通告処分】 (件)

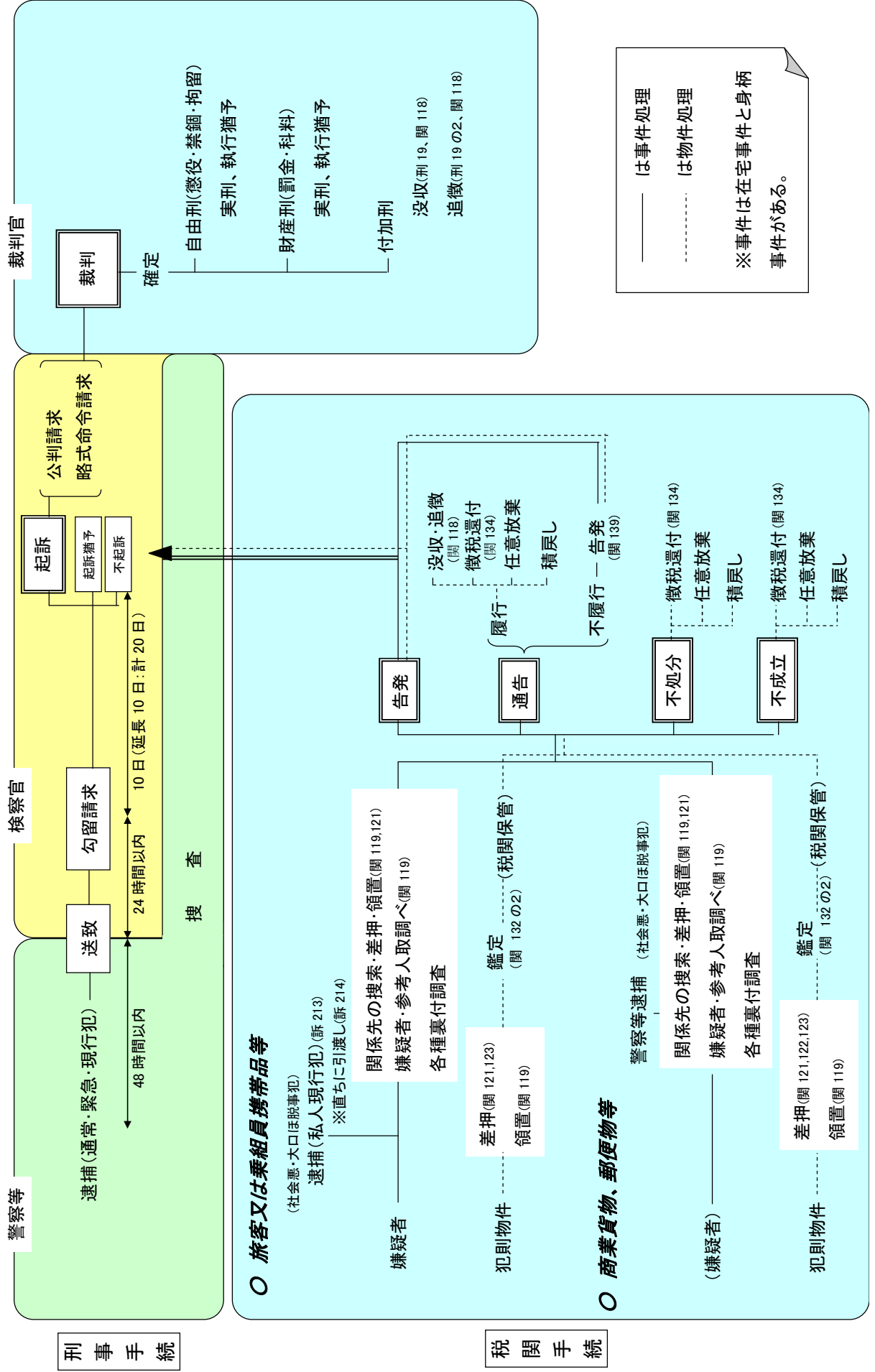
犯則態様	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	196	160	128	128	293	229%	33%
関税脱税事犯	57	47	43	62	52	84%	6%
無許可輸出入事犯	183	151	110	195	537	275%	60%
虚偽申告輸出入事犯	23	10	6	5	3	60%	0%
その他	21	6	1	1	10	10倍	1%
合計	480	374	288	391	895	229%	100%

● 税関における主な記録媒体の押収点数(平成27年)

CD-R等	1,671 点
携帯電話・スマートフォン	1,422 点
パソコン・ハードディスク	324 点
USB等	163 点
タブレット端末	128 点

(※)「CD-R等」には、CD-RW、DVD、ブルーレイディスクを含み、USB等には、SDカード等のカード、スティック型記録媒体を含む。

犯則調査・処分の流れ



(参照条文)

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）抄

第十一章 犯則事件の調査及び処分

第一節 犯則事件の調査

(質問、検査又は領置等)

第百十九条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を領置することができる。

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(開示の請求)

第百二十条 税関職員は、犯則の事実を証明するに足りる物件を身边にかくしていると認められる者があるときは、当該物件の開示を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押)

第百二十一条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押をすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前項の処分をすることができる。

3 税関職員は、第一項又は前項の許可状（以下この条から第二百五条までにおいて「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、搜索又は差押をさせることができる。

(郵便物等の差押)

第二百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押えることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足る状況があるものに限って、許可状の交付を受けて、これを差し押えることができる。

3 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押)

第二百二十三条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終つた際に発覚した事件について、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二百十一条第一項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二百十一条第一項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

(臨検、搜索又は差押の夜間執行の制限)

第二百二十四条 臨検、搜索又は差押は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。但し、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び前条の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索又は差押は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の呈示)

第二百二十五条 臨検、搜索又は差押の許可状は、これらの処分を受ける者に呈示しなければならない。

(身分の証明)

第二百二十六条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(臨検、搜索又は差押に際しての必要な処分)

第二百二十七条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、差押物件又は領置物件についても、することができる。

(処分中の出入の禁止)

第二百二十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、何人に対しても、許可を受けず、その場所に入出することを禁止することができる。

(責任者等の立会)

第二百二十九条 税関職員は、船舶、航空機、車両又は倉庫その他の場所で臨検、搜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む。）又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

3 第二百二十三条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押）の規定により臨検、搜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち合わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(警察官等の援助)

第二百三十条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

(調書の作成)

第二百三十一条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押をしたときは、その調書を作り、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者ととともにこれに署名押印しなければならない。但し、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を附記すれば足りる。

(領置目録又は差押目録)

第百三十二条 税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

(鑑定の囑託)

第百三十二条の二 税関職員は、犯則事件を調査するため特に必要があるときは、学識経験を有する者に差押物件又は領置物件についての鑑定を囑託することができる。

- 2 前項の規定による鑑定を囑託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。
- 3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。
- 4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合においては、第百二十一条第四項後段（臨検、捜索又は差押）の規定を準用する。
- 5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(領置物件又は差押物件の処置)

第百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が相当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

- 2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の虞があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。
- 3 第八十四条第三項及び第四項（収容貨物の随意契約による売却等）の規定は、前項の公売について、同条第五項の規定は、領置物件又は差押物件について準用する。

(領置物件又は差押物件の返還等)

第百三十四条 税関長は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

- 2 税関長は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由に因りこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

- 3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。
- 4 第一項の場合において、同項の領置物件又は差押物件について関税が納付されていないときは、当該関税をこれらの物件の返還を受けるべき者（関税が納付されていないことを知らないでこれらの物件を所持することとなつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。）から直ちに徴収する。
- 5 前条第二項の規定により公売に付され、又は同条第三項において準用する第八十四条第三項（収容貨物の随意契約による売却）の規定により売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により返還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件について関税その他の国税が納付されていないときは、当該関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては、当該代金をもつて当該関税その他の国税に充てる。
- 6 税関長は、前条第二項の規定により公売に付した領置物件若しくは差押物件の代金で第四百四十条（検察官への引継）の規定により検察官に引き継がれたもの又は刑事訴訟法の規定により売却された外国貨物の代金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還付される場合において、これらの物件又は貨物につき関税が納付されていないときは、当該関税を当該代金の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。
- 7 第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

（管轄区域外における職務の執行）

第三百三十五条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

（税関職員以外の公務員の通知）

第三百三十六条 税関職員以外の公務員は、犯則嫌疑事件を発見し、又は捜査したときは、直ちにこれを税関に通知しなければならない。

第二節 犯則事件の処分

（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）

第三百三十六條の二 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（第一百条第一項（関税を免れる等の罪）の罪（同項第一号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第三項の規定により同条第一項の例によることとされた者に係るものを含む。）に係る事件に限るものとし、同号に規定す

る偽りその他不正の行為（同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。）が第百十一条第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）の罪に当たるとある場合における同号の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則事件」という。）の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

（税関職員の報告又は告発）

第百三十七条 税関職員は、犯則事件（申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。）の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。
- 二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。
- 三 証拠となると認められるものを隠し、又はなくしてしまうおそれがあるとき。

（税関長の通告処分又は告発）

第百三十八条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。
- 二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。
- 2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告をすることができないときも、また前項但書と同様とする。
- 3 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。
- 4 犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

（通告処分の不履行と告発）

第百三十九条 犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。

（検察官への引継）

第百四十条 犯則事件は、第百三十七条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第百三十八条第一項ただし書若しくは第二

項（税関長の通告処分又は告発）若しくは前条の規定による税関長の告発を
まつて、これを論ずる。

2 前項の告発又は第三百三十六条の二（申告納税方式が適用される貨物に係る
関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発は、文書をもつて
行い、第三百三十一条（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件又は
差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き
継がなければならない。

3 前項の領置物件又は差押物件が第三百三十三条第一項（領置物件又は差押物
件の所有者等による保管）の規定による保管に係るものである場合において
は、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の保管者に通知
しなければならない。

4 第二項又は前項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、
当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみな
す。

5 第一項の告発は、取り消すことができない。